

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
（通則） 第 1 から第 11 まで 略 （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告） 第 12 1 項から 2 項 略 <u>3 前 2 項について、この補助金の交付の申請等に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請等している場合を除く。</u> （財産の処分の制限） 第 13 から第 15 まで 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 4 月 2 0 日に施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。</u>	（通則） 同左 （交付の対象及び交付額の算出方法） 同左 <u>（新設）</u> （財産の処分の制限） 第 13 から第 15 まで 略 附 則 同左

新						旧								
別表						別表								
介護従事者の確保に関する事業						介護従事者の確保に関する事業								
1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率			
介護の普及啓発事業	略	略	略	略	略	介護の普及啓発事業	同左	同左	同左	同左	同左			
		(2) イベント (講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会) 1 回当たり 3,417 千円	略	略	略			(2) イベント (講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会) 1 回当たり 3,414 千円	同左	同左	同左			
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左			
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左			
介護人材資質向上事業	略	(1) 市町村補助金 ①市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1 回当たり 708 千円	略	略	略	介護人材資質向上事業	同左	(1) 市町村補助金 ①市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1 回当たり 704 千円	同左	同左	同左			
		略	略					同左	同左					
		略	略					同左	同左					
		略	略	略	略			略	略	同左	同左	同左	同左	同左
		略	略	略	略			略	略	同左	同左	同左	同左	
		③外国人介護留学生学習支援事業費補助金 1 時間当たり 3,900 円	略	略	略			③外国人介護留学生学習支援事業費補助金 1 時間当たり 3,700 円	同左	同左	同左			
		介護支援専門員研修受講支援事業の項から研修受講支援事業の項まで 略						同左						
キャリアパス対応生涯研修事業	略	5,773 千円	略	略	略	キャリアパス対応生涯研修事業	同左	5,809 千円	同左	同左	同左			

新						旧					
介護福祉士資格取得支援事業の項 略						同左					
法律相談等支援事業	略	5,635 千円	略	略	略	法律相談等支援事業	同左	5,956 千円	同左	同左	同左
認知症地域医療支援等事業	略	8,002 千円	略	略	略	認知症地域医療支援等事業	同左	6,438 千円	同左	同左	同左
認知症介護者等養成研修事業の項から喀痰吸引等整備事業の項まで 略						同左					
外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	平成 31 年 4 月 1 日付け 31 地福第 220 号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和 7 年 11 月 17 日付け社援基発 1117 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成 31 年 4 月 1 日付け 31 地福第 220 号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	同左	同左	同左	同左
外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和 2 年 8 月 12 日付け 2 高福第 698 号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和 7 年 11 月 17 日付け社援基発 1117 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和 2 年 8 月 12 日付け 2 高福第 698 号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設	同左	同左	同左	同左

新						旧					
							等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業				
介護人材確保対策連携支援事業の項から介護福祉士等修学資金貸付事業の項まで 略						同左					
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和 5 年 9 月 12 日付け 5 高福第 2704 号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和 7 年 11 月 17 日付け社援基発 1117 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び 令和 5 年 9 月 12 日付け 5 高福第 2704 号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	同左	同左	同左	同左
外国人介護人材技能向上研修事業	令和 5 年 9 月 12 日付け 5 高福第 2704 号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護人材技能向上研修事業	令和 7 年 11 月 17 日付け社援基発 1117 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び 令和 5 年 9 月 12 日付け 5 高福第 2704 号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	同左	同左	同左	同左